

## 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱(案)

### 1 改正の理由

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例(平成24年滋賀県条例第66号。以下「条例」という。)の施行後10年間において、小規模企業をはじめとする中小企業を取り巻く社会情勢に大きな変化が生じていることから、これらの変化に対応し、中小企業活性化施策をより効果的に推進するため、条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 中小企業の活性化の定義を見直すこととします。(第2条関係)
- (2) 中小企業活性化施策の基本となる施策を見直すこととします。(第8条関係)
- (3) 滋賀県ちいさな企業応援月間を10月から7月に変更することとします。(第18条関係)
- (4) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。